

平成 30 年度（2018）～令和 5 年度（2023）

山鹿市地域福祉計画

（平成 30 年 3 月策定）

中間見直し

令和 2 年度作成

目次

I 山鹿市を取り巻く現状

- (1) 人口及び世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 自然動態・社会動態の推移・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 子ども・子育ての状況・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 虐待・DV関連相談状況・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 生活困窮者の状況・・・・・・・・・・・・・ 4
- (8) 成年後見制度に係る現状・・・・・・・・・・・・・ 5

II 施策の推進

- 【基本理念】・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【基本目標と施策】・・・・・・・・・・・・・ 8

1 包括的な支援体制の整備

- (1) 相談支援体制の充実
 - ① 地域住民の相談を包括的に受止めるネットワークづくり・・・ 8
 - ② 複合的な課題を抱えた人や世帯への対応・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③ 地域包括支援センターの充実・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ④ 障がい者相談支援窓口の充実・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ⑤ 子ども・子育てに関する相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ⑥ 生活自立相談窓口（生活困窮者自立相談支援制度）の充実・・・ 11
- (2) 権利擁護の推進
 - ① 虐待防止の推進・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ② 成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 福祉人材の確保と育成
 - ① 福祉専門職の確保と育成・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ② 行政職員の専門性の確保・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ③ 地域における担い手の確保・・・・・・・・・・・・・ 15

2 地域力の維持と強化

- (1) 要支援者への支援体制の強化

①	要支援者の把握	16
②	災害時における要支援者への支援	16
③	日頃の見守り活動の促進	17
(2)	ボランティア等市民の主体的な活動の育成・支援	
①	ボランティアの養成	18
②	ボランティアセンターの機能充実	18
③	ボランティア登録の促進	19
④	高齢者の人材活用	19
⑤	市民の主体的なボランティア、地域の縁がわ、NPO等の活動支援	20
⑥	民間事業者によるボランティアの働きかけ	20

【計画の推進体制】

1	市民主体の推進計画体制	21
2	庁内の計画推進体制	21

関連資料

1	社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」	23
2	成年後見制度利用促進計画	24
3	山鹿市地域福祉推進協議会規程	25
4	山鹿市地域福祉推進協議会委員名簿	27

I 山鹿市を取り巻く現状

計画策定時と比べてみると合併時の平成17年の人口は57,726人でしたが、平成29年度には52,670人、令和元年度には51,324人と年々減少しています。

一方、65歳以上の人口は年々増加し、高齢化率は上昇しています。

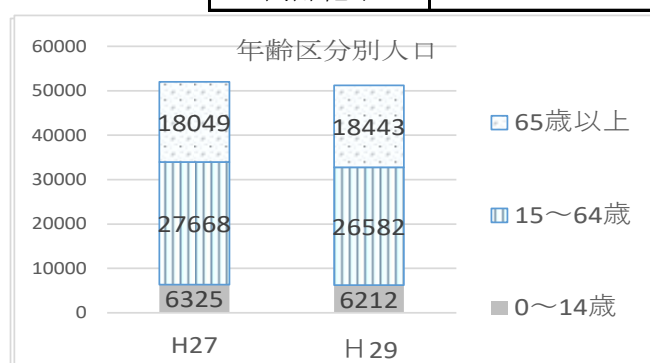
自然動態の状況をみると、毎年死亡数が出生数を上回り、出生数は年々減少の傾向が続いています。

また、社会動態の推移をみると、転出数が転入数を上回っている状況が続いています。

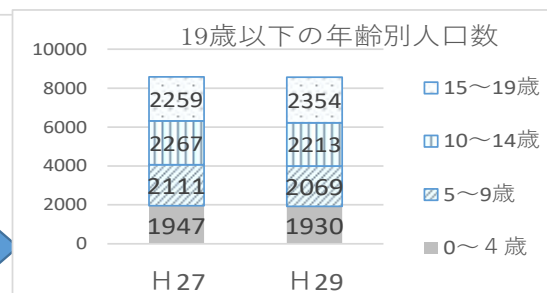
(1) 人口及び世帯数の推移

(単位：人、%)

	H29年度	H30年度	R元年度
人口	52,670	52,008	51,324
世帯数	21,779	21,853	21,938
65歳以上人口	18,774	18,906	19,003
高齢化率	35.6	36.4	37.0



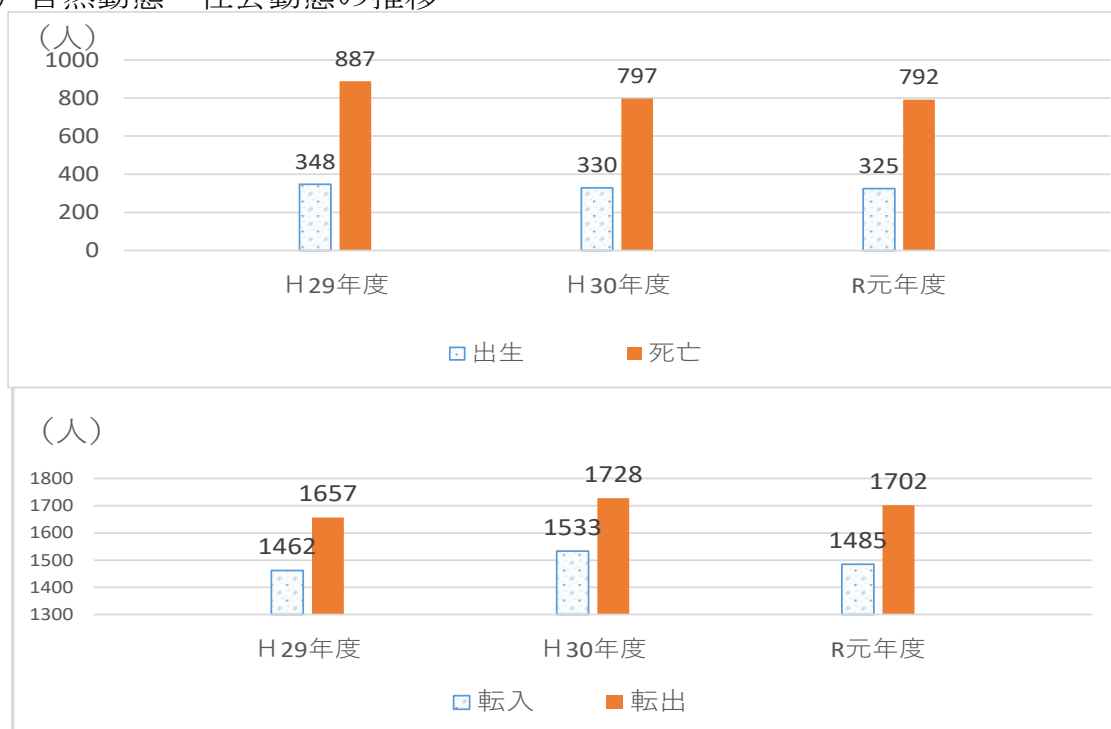
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在



19歳以下人口/人口 16.5% 16.7%

資料：熊本県地域振興部統計調査課資料

(2) 自然動態・社会動態の推移

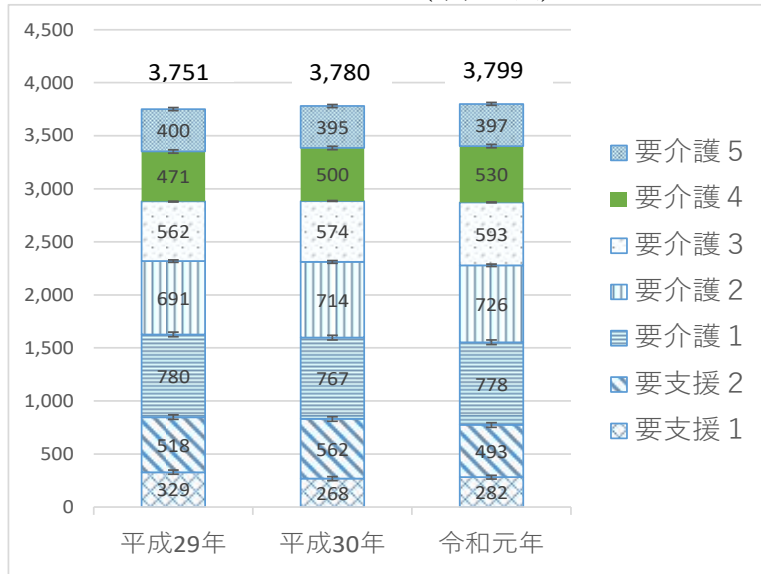


資料：住民基本台帳
各年3月31日現在

(3) 高齢者の状況

・要介護(要支援)認定者の状況(各年9月末)

(単位：人)



介護を必要とする人（要介護等認定者）の数は増加傾向にあります。内訳として、要支援の人は減少していますが、要介護の人が増加している傾向が続いています。要介護認定率は横ばいです。

・高齢者の相談状況

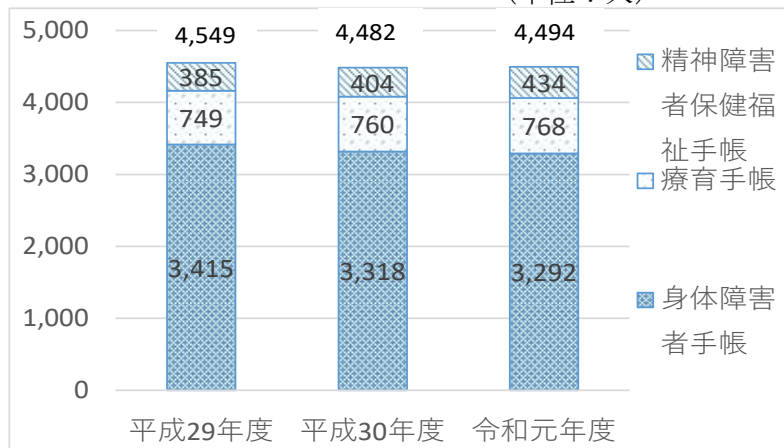
年度	総合相談件数(件)
H 2 9 年度	1, 736
H 3 0 年度	2, 852
R 1 年度	2, 535

相談内容で最も多い内容は、介護に関すること、次に健康問題に関することがあげられています。

(4) 障がい者の状況

・障害者手帳保持者の推移(各年4月1日現在)

(単位：人)



精神保健福祉手帳及び療育手帳保持者は、年々増加しています。障害者相談支援事業等により、障害福祉サービスの利用などの方法が周知していることが要因と考えられます。

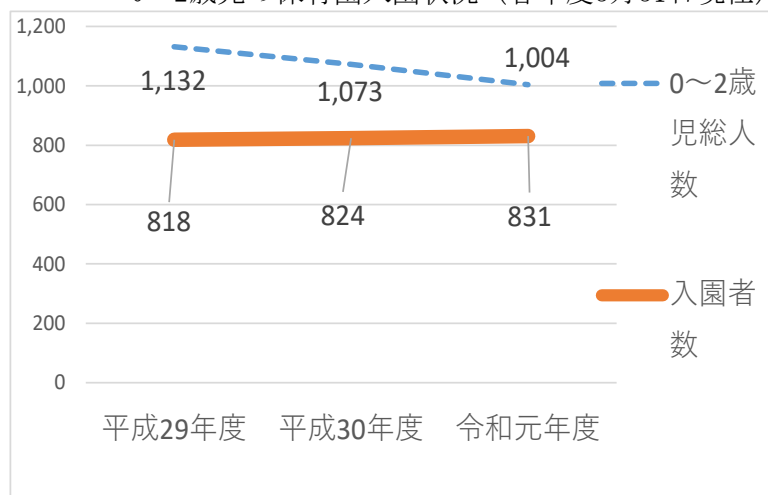
・障がい者の相談件数

年度	件数
H29年度	3, 911
H30年度	4, 519
R1年度	3, 649

相談内容は、福祉サービスの利用に関することが最も多く、次に家族・人間関係、健康問題に関するものが多くあげられています。

(5) 子ども・子育ての状況

・0～2歳児の保育園入園状況（各年度3月31日現在）



0～2歳までの子どもの総数は減少傾向にあります。子育て環境により保育園の入園者数は、増加傾向にあります。

・子育て支援センター相談件数と内訳

年度	延べ利用者数	相談件数	相談内容（内訳）			
			生活習慣	発育・発達	環境・育児	その他
H29年度	25,053	203	78	31	43	51
H30年度	24,164	130	34	25	35	36
R1年度	19,624	128	32	27	29	40

子育て家庭の育児不安等についての相談対応や保育資源の情報提供を行っています。

・子ども総合相談窓口相談件数と内訳

子ども相談員

	相談件数	相談内容（内訳）				延べ相談件数
		育成相談	養育相談	障がい	非行ほか	
H29年度	88	50	17	18	3	1,921
H30年度	71	34	20	15	2	1,693
R1年度	83	34	28	17	4	1,489

保育相談員

	実相談件数	延べ相談件数	相談内容（内訳）								
			保育に関すること						施設運営に関すること		
			子育て	保育	虐待・DV	障害	外部調整	その他	運営	職員相談	その他
H30年度	38	104	28	30	0	26	1	1	6	11	1
R1年度	43	100	25	30	5	24	0	1	6	4	5

(6) 虐待・DV関連相談状況

年度	相談者数			
	子ども	障がい者	高齢者	DV (家庭内)
H29年度	35	11	15	44
H30年度	45	6	18	33
R1年度	54	8	10	41

(山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク会議資料)

身体的・精神的・経済的などによる相談が年々増加傾向にあり、各担当課と関係機関にて対応を行っています。

(7) 生活困窮者の状況

1) 生活困窮者

生活困窮者に対し、自立に向けた支援を行い、生活困窮状態からの早期脱却を目指すため、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されました。

市では、同年5月1日から「生活自立相談窓口」を設置しました。支援計画等において、個に応じた支援を行うなか、数年にわたる継続的な支援が必要な方も多くおられます。また、新規の相談者も減少することなく、支援を必要とする人の自立に向けた取り組みを行っています。

生活困窮者自立支援事業

		平成29年度			平成30年度			令和元年度		
生活困窮者 自立相談支 援事業		前年度か らの継続	新規相談	終結	前年度か らの継続	新規相談	終結	前年度か らの継続	新規相談	終結
	支援プラン 作成	9	10	7 (*1)	12	2	1 (*1)	13	7	11 (*1)
	支援プラン なし	73	137	136 (*2)	74	97	122 (*2)	49	108	49 (*2)
	計	82	147	143	86	99	123	62	115	60
家計相談支 援事業		前年度か らの継続	新規相談	終結	前年度か らの継続	新規相談	終結	前年度か らの継続	新規相談	終結
	支援プラン 作成	4	3	4 (*3)	3	0	1 (*3)	2	4	1 (*3)
	支援プラン なし	2	11	5 (*4)	8	12	6 (*4)	14	1	0 (*4)
	計	6	14	9	11	12	7	16	5	1

(※1) 就労して自立、転出、自己解決など

(※2) 相談のみで終わった。相談の結果、辞退された。

(※3) (※4) 課題解決、生活保護受給

2) 生活保護

平成27年以降、相談数及び申請数は減少しています。
生活保護世帯数の減少も見られ、生活自立支援に向けた各種取り組みの効果がうかがえます。

・生活保護世帯数の推移

年度	相談数	申請数	開始数 (世帯数)	廃止数 (世帯)	世帯数 (世帯)	人員 (人)
H29	59	35	31	59	294	398
H30	55	32	23	52	265	362
R1	41	28	27	34	258	348

(8) 成年後見制度に係る状況

高齢化や要支援者の数が年々増加する中、成年後見制度利用者数は、令和2年6月現在で144名です。

制度を必要とする方が早く利用できるための早期介入や、相談体制を整備するため、社会福祉協議会に委託して周知養成活動を行っていますが、幅広い年齢層に今後も啓発していく必要があります。

毎年20人程度の方から成年後見制度の申し立てがあり、うち市長申し立てをする方が数名程度おられます。

また、後見人に対する報酬助成状況として、報酬支払困難な方が微増しています。

○ 成年後見制度 周知・養成活動

	平成30年度		令和元年度	
	開催	参加者数 (延べ)	開催	参加者数 (延べ)
後見フォーラム	1	41	1	57
後見人養成講座	4	34	4	30

○ 山鹿市 後見等開始申立 件数 (令和2年6月30日現在)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	22	19	18	16	22
内 市長申し立て件数	4	2	0	0	4

* 熊本家庭裁判所資料

○ 山鹿市報酬助成状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長寿支援課	1	3	6	10
福祉援護課	3	5	4	2
計	4	8	10	12

Ⅱ 施策の推進

【基本理念】

本計画では、子どもから高齢者に至るまで、すべての市民が地域の一員として互いを尊重し合い、住み慣れた地域で自分らしく、生涯にわたり楽しく、そして安心して生活を送ることができるまち、また、市民が互いに支え合い、温かな人の輪、健康づくりの輪が大きく広がるまち（全世代・全対象型地域包括支援体制）をめざします。

このような市民の生活像、市としてのあるべき姿を市民と共有し、その目標実現に取り組んでいくこととし、この計画の基本理念を

人にやさしく安心して暮らせるまち山鹿

～ 地域共生社会の実現に向けて ～

とします。

この中には、目標とする地域共生社会が、幅広い市民の参加によって実現していくように願いを込めるものです。

また、常に周囲のことを気遣う人がいて、必要な時には救い（助け）の手を差し伸べ、時には支えてもらおう、そのような地域でありたいという思いを込めています。

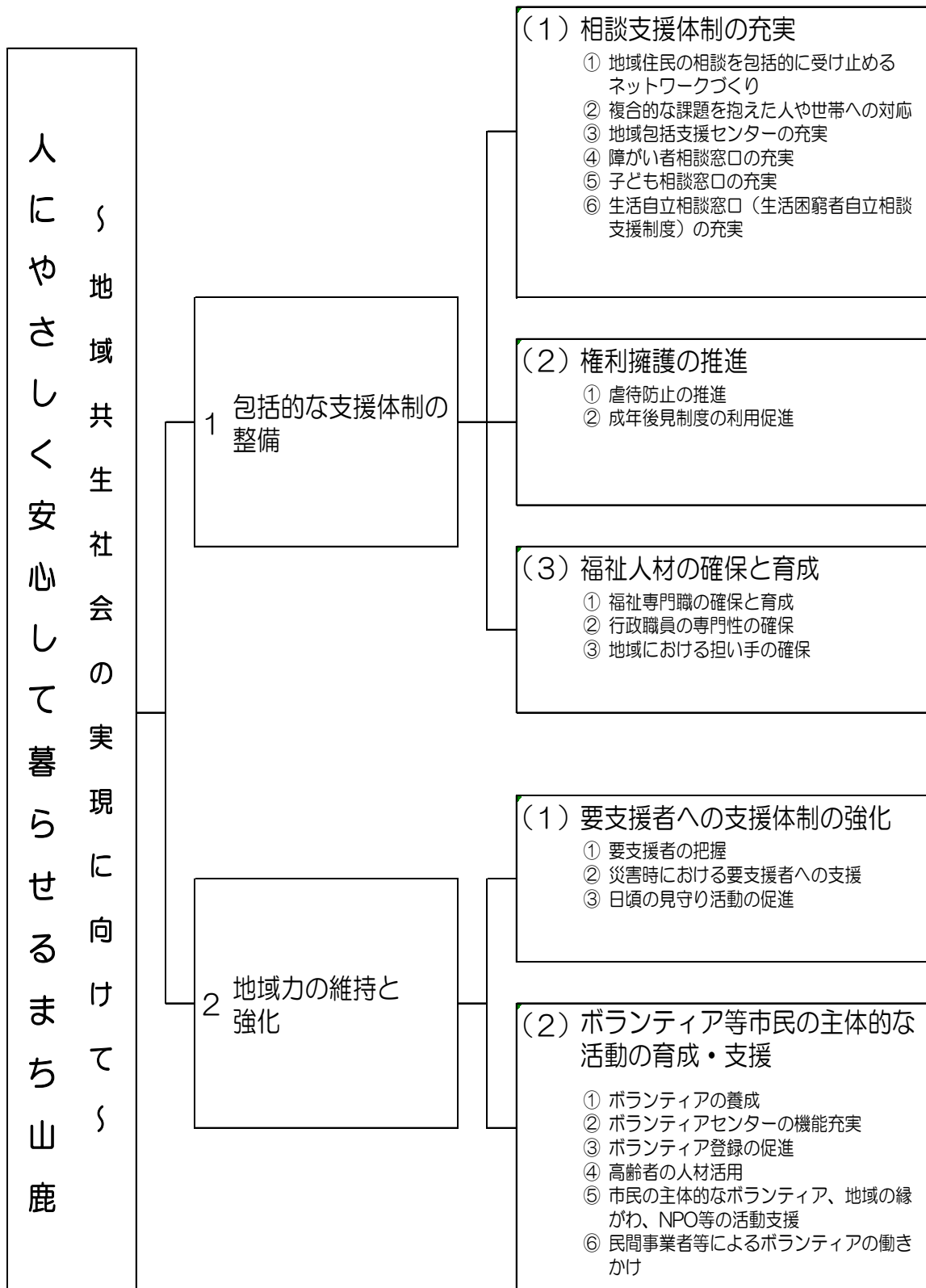
この考え方を根底に据え、さまざまな課題解決に取り組むため、地域の活動団体、NPO、社会福祉法人、民間事業者等も含めた市民と行政との協働を積極的に推進しながら、市として担うべき課題を見据え、その解決に取り組むものとします。

この計画における施策を、次のように体系づけ、総合的・計画的に推進します。

【基本理念】

【基本目標】

【施 策】



【基本目標と施策】

1 包括的な支援体制の整備

「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、主に高齢期のケアを念頭に置いた仕組みとして使用されてきました。

本市においては、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を高齢者のみならず、障がい者・子ども・生活困窮者など支援を要するすべての市民に広げた仕組みとして、その体制づくりを進めています。

（1）相談支援体制の充実

地域の中で安心して暮らしていくためには、何らかの支援が必要になったとき、必要とするサービスを選択し、適切に利用できることが求められます。そのためには、各種相談窓口で適切かつ迅速に対応するとともに、相談内容に応じて、多面的に対応し、適切な「つなぎの機能」を果たすことが重要です。相談にかかる関係機関が密接に連携し、問題解決に向けた支援体制の充実に取り組みます。

① 地域住民の相談を包括的に受止めるネットワークづくり

地域住民のボランティア、社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所の相談支援専門員、地区担当保健師、地域子育て支援拠点、かかりつけ医等と相互に連携し、地域住民のさまざまな課題、相談を包括的に受止め、専門的に対応するためのネットワークづくりを推進します。

【令和2年度以降の取り組み】

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、各関係機関との更なる連携にて市民の複雑化・複合化した支援ニーズに専門的に対応し、問題解決に向け、重層的な支援体制づくりに向けた検討を進めています。

② 複合的な課題を抱えた人や世帯への対応

介護、障がい、育児、生活困窮に関する相談支援機関を中心に、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方のもと、分野別の地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

また、複数の課題を同時に抱えた人や世帯など、複合的・複雑化した課題を包括的に受け止めるため、様々な相談支援機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートする人材を確保・育成します。

【令和2年度以降の取り組み】

令和2年度福祉課内に福祉総合相談窓口を設置し、複合的・複雑化した課題を包括的に支援ができるよう、あらゆる関係機関との連携を深め、解決につなぐよう取り組んでいます。

③ 地域包括支援センターの充実

相談件数や困難事例が増加する中、適切なサービスにつなぐことができる専門職のスキルアップを進めるとともに、地域の主任介護支援専門員との連携、地域ケア会議、事例検討会議を通じたネットワーク機能の充実に努めます。

在宅医療・介護連携の相談窓口として、また、認知症の早期発見・治療への取り組みなど、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めるに当たり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、社会福祉法人、事業者等との連携を更に深めていきます。

サービスの質の確保と安定的な提供のため、他の自治体の事例等を調査・研究しながら、民間委託の導入も視野に入れた体制整備を検討します。

【実績】

- ・高齢者の相談件数（H30）2,852 件
（R1）2,535 件

【令和2年度以降の取り組み】

- ・今後も地域ケア会議を定期的に行い、専門職の更なるスキルアップと多職種間の連携の強化に努めていきます。
- ・認知症に関する取り組みとしてケアパス^{*1}の作成に向け、疾患の段階に応じたサービスや支援を可視化できるよう関係者間で協議しています。
- ・地域包括ケア「見える化システム」^{*2}やニーズ調査及びKDBシステム^{*3}を活用し、他保険者と比較するなど分析・考察を行い体制整備に取り組んでいます。

*1 ケアパス：認知症の人の状態に応じた適切なサービスの流れ。

*2 「見える化システム」：介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援する情報システム。

*3 KDBシステム：国保連合会が管理する給付情報等から統計情報を作成し保健事業の実施をサポートするシステム。

④ 障がい者相談支援窓口の充実

「障害者総合支援法」に基づく障害者相談支援事業の体制強化を図り、相談支援事業所のほか、健康福祉センター、市役所及び各市民センターにおいて、障がい者が気軽に相談できるよう出張相談を実施し、相談機能の充実に努めます。

市役所窓口到手話通訳者を配置したり、障がいの状況や必要な支援について情報の共有化をおこなうことにより、障がいがあっても安心して地域で暮らすためのサービスの充実に努めます。

障がい者の相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターについて、設置の検討を行い、相談支援体制の充実に努めます。

【実績】

- ・障がい者支援相談件数（H30） 4,519 件 （R1） 3,649 件
- ・手話通訳者（毎週 1 日市役所に配置）利用者数（H30） 51 件 （R1） 51 件

【令和 2 年度以降の取り組み】

- ・出張相談の実施と手話通訳員の配置を継続していきます。
- ・基幹相談支援センターの開設など、障がい者相談支援事業の充実に努めます。

⑤ 子ども・子育てに関する相談窓口の充実

子ども総合相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係課や学校・保育所等との連携を強化し、子どもに関する様々な相談に対し、適切なつなぎを行います。

児童虐待の早期発見に努め、大切な子どもの命を守るため、要保護児童対策協議会の充実に努め、熊本県児童相談所・関係機関との迅速かつ適切な連携に努めます。

地域ごとに関係機関と情報を共有し、連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」を整備します。

【実績】

- ・相談内容（H30） 育児相談 34 件、養育相談 20 件、障がいなどの相談 17 件
（R1） 育児相談 34 件、養育相談 28 件、障がいなどの相談 21 件
- ・要保護児童対策地域協議会（実務担当者会議）を年 3 回実施

【令和 2 年度以降の取り組み】

- ・子どもや保護者からの多様化・複雑化する相談に応じ、関係機関との情報の共有連携を図りながら対応していきます。また、パンフレットの配布などにより周知を図っていきます。
- ・関係機関と相互連携を図り、児童虐待の早期発見や早期対応に努めていきます。
- ・「子育て世代包括支援センター」を令和 2 年 4 月に開設。妊娠・出産・子育てに関する関係機関の連絡・連携の中核となるよう、毎月定期的な情報共有会議を実施しています。また、子育て支援訪問による情報提供等、きめ細かな支援に努めていきます。

⑥生活自立相談窓口(生活困窮者自立相談支援制度)の充実

平成 27 年 5 月から、市役所 1 階の福祉課に設置した生活自立相談窓口において、生活困窮者（生活保護を受給してはいないが、生活保護に至る可能性のある人で自立が見込まれる人）の自立に向けた相談や支援機能を充実します。

相談者の状況に応じ、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う「自立相談支援」、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う「就労準備支援」、家計の建て直しをアドバイスし、早期の生活再生を支援する「家計相談支援」、離職等により住居を失くしたり、そのおそれのある方に一定期間家賃相当額を支給する「住宅確保給付金の支給」等の支援事業を県とともに推進します。

【実績】

- ・生活困窮者自立相談（H30） 185 件 （R1） 177 件
- ・家計相談（H30） 23 件 （R1） 21 件

【令和 2 年度以降の取り組み】

- ・引き続き、生活困窮者の自立に向けた取り組みを実施します。
- ・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策として相談員を増員し、支援の強化を行っています。

(2) 権利擁護の推進

福祉サービス制度の多くが、自ら選択し事業者と契約を行う「契約方式」に移行していますが、サービスを必要とする人の中には、自ら選択することが困難な人もいます。

こうした人たちの権利擁護の仕組みとして地域福祉権利擁護事業や成年後見制度があり、その周知と適切な利用促進に努めます。

① 虐待防止の推進

DVや高齢者・障がい者・児童への虐待の発生予防、早期発見・対応、保護・支援については、子ども相談員や女性福祉相談員をはじめとする関係機関等への周知及び連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」の中で、虐待等に関する情報や考え方を共有し、幅広い関係機関が連携を深めることにより、虐待等の未然防止につなげます。

【実績】

- ・相談件数(H30)子ども 45 件・障がい者 6 件・高齢者 18 件・家庭内DV33 件
(R1) 子ども 54 件・障がい者 10 件・高齢者 10 件・家庭内DV58 件
- ・「山鹿市虐待・暴力ネットワーク」会議を開催

【令和2年度以降の取り組み】

- ・各関係機関の連携により、発生予防、早期発見・対応に努めていきます。
- ・「山鹿市虐待・暴力ネットワーク」会議を開催し、関係者・団体等の連携の強化を図ります。

③ 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な人の財産管理など、本人を不利益から守る成年後見制度について、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業や介護保険制度の地域支援事業を通じて利用を促進します。また、社会福祉協議会が運営する「やまが成年後見センター」において実施している財産管理や身上監護を行う成年後見事業を支援します。

【実績】

- ・成年後見フォーラム (H30. 11. 20) 41 人 (R1. 11. 23) 57 人

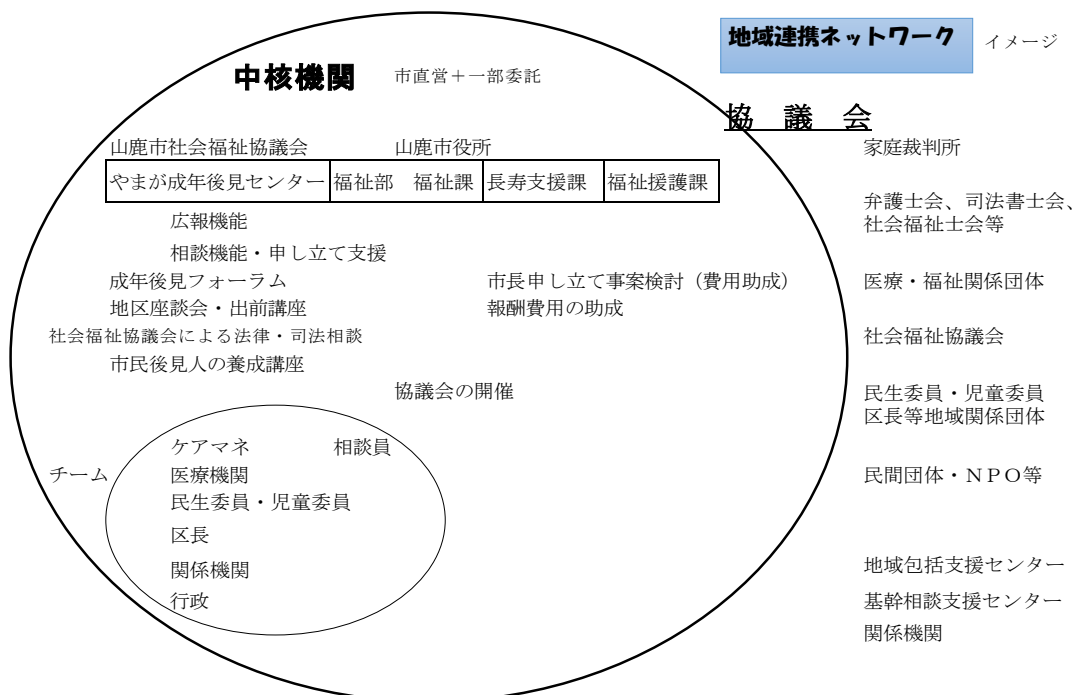
- ・ 成年後見人養成講座（H30）4回 延べ34人（R1）4回 延べ30人

【令和2年度以降の取り組み】

成年後見制度利用促進法に基づき、よりよい成年後見制度の利用促進を図るため、市に中核機関を設置し地域連携ネットワークを整備します。「やまが成年後見センター」と連携して、支援を必要とする人への対応が図れるよう段階的に整備します。

（具体的施策）広報・相談機能・見守り体制の充実を図ります。

- ・ 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。
- ・ 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談に努めていきます。
- ・ 相談窓口の周知と制度が必要な人の利用支援を行います。
- ・ 成年後見人報酬助成、成年後見市長申し立て等を行います。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 後見人等を含めたチームによる本人の見守りを行います。
- ・ 社会福祉協議会で行っている法人後見の充実を図ります。担い手として、市民後見人の育成を強化します。
- ・ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境整備にむけ、適切な後見人の推薦・担い手の確保について、今後整備を進めていきます。



(3) 福祉人材の確保と育成

近年、住民の福祉サービスに対する需要はますます増大し、多様化しています。また、介護保険制度や障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められるなか、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、福祉人材も不足していることから、その確保と育成についての取組みを強化します。

① 福祉専門職の確保と育成

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、全国で約33万人の介護職員が不足すると予想されており、本市においても既に6割の事業所で人材不足となっています。

また、少子化と言われながらも全国で約7万4千人の保育士不足（厚生労働省「保育人材の確保」より）となっており、本市においてもほぼ全ての保育園で保育士が不足し、これに伴い待機児童が増えています。

特に、介護職員の技術向上と福祉事業所への就職の促進及び定着を図るため、各種研修受講料や資格取得受講料の一部を助成したり、労働環境の整備の推進、キャリアアップの仕組みの構築に取り組むなど、人材育成や定着のための取組みを支援します。

【実績】

- ・保育補助者雇上強化事業：私立保育園 17 園中 4 園
- ・保育体制強化事業：私立保育園 17 園中 3 園
- ・保育所における事故防止推進事業：私立保育園 17 園中 3 園
- ・平成 30 年度から介護人材育成事業助成金交付要綱に基づき、市内の介護事業所職員の資格取得等に必要な費用の一部を助成している。

【令和2年度以降の取組み】

- ・引き続き管内の私立保育園へ国の補助事業へ積極的に取組むよう促し、保育士の負担軽減を図り、職場環境の整備に努めます。
- ・介護職への就業促進のため、今後も継続して支援していくとともに、更なる人材確保のための制度の構築と周知に努めます。

② 行政職員の専門性の確保

年々、複雑・多様化する住民の福祉サービスに対する需要に応じていくためには、行政職員も専門家であるべきと考えます。

そのために、資格をもつ専門性の高い行政職員の確保・育成に取り組みます。

【令和２年度以降の取り組み】

- ・質の高い支援に向け、研修受講体制や専門職の確保に努めていきます。

② 地域における担い手の確保

これからの地域共生社会の実現を目指すという観点から、地域福祉活動を支えている組織（自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員連絡協議会、地域のボランティアグループ、社会福祉法人、事業所等）を積極的に支援します。

【令和２年度以降の取り組み】

- ・今後も各関係団体の活動が充実する体制づくりに努めていきます。

２ 地域力の維持と強化

地域には、高齢者や障がい者、子育て中の人など様々な人々が暮らしています。近年、引きこもりやごみ屋敷などの社会的孤立、虐待や配偶者等からの暴力、子育ての悩みなど複雑な課題を抱えた人も多く見受けられます。また、熊本地震など災害の経験から、避難に支援を必要とする人の把握や避難後の対応など、日頃からの備えの重要性が再認識されています。

これらの課題や支援を必要とする人を早期に発見し、迅速に対応するためには、身近に暮らす市民一人ひとりの結びつきや支え合いが重要となります。

本市では、市民一人ひとりの力を結びつけ、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、民間事業者など地域を取り巻く様々な関係機関との連携や協働により地域のネットワークを形成し、地域力の維持と強化を目指します。

（１）要支援者への支援体制の強化

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、妊産婦、乳幼児等の子どもがいる世帯など災害発生時の安否確認や避難の際に支援の必要な世帯に対しては、迅速

かつ適切な対応が必要であり、身近な地域で対応できるよう自主的な防災体制の整備が求められます。

また、日頃から地域住民や民生委員・児童委員等の見守り活動や、市民一人ひとりの防災・防犯意識を高め、安全な地域づくりに努めます。

① 要支援者の把握

基本、要介護３以上の認定を受けている人や障害者手帳保持者などの条件に該当する人を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成しています。本市及び関係者において共有する名簿及び台帳の情報等については、目的外使用の禁止や、情報が外部へ洩れることのないよう十分な配慮に努めます。

要支援者の把握や支援の担い手に関しては、普段からの見守り活動や災害の発生しそうな場合、また発生したときに、災害に関する情報を伝えたり一緒に避難したりするなど、身近で協力いただける幅広い市民の参画を促します。

【実績】

避難行動要支援者名簿については、対象者の抽出を毎年度実施し、名簿の更新を実施。

・要支援者名簿人数（H30）2,490人 （R1）2,774人

【令和２年度以降の取り組み】

・支援が必要な独居もしくは高齢者世帯などの名簿の更新を行い、システムによる名簿管理及び情報管理を行います。

② 災害時における要支援者への支援

避難行動要支援者については、その世帯の情報や緊急連絡先等の情報をプライバシーの保護に配慮しながら地域で必要なときに共有できるルールを確立するとともに、避難行動要支援者支援マニュアル等を作成し、市民や地域の役割を周知していきます。また、個別計画を策定し、支援体制づくりを推進していきます。

なお、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人については、福祉避難所にて対応します。

【実績】

・福祉避難所については、マニュアルを作成し、協定を締結している施設への説明会を実施。

【令和２年度以降の取り組み】

- ・支援の担い手については、民生委員・児童委員を中心に、日ごろからの見守りを実施すると共に、避難所を開設した場合には、防災無線、やまがメイト等により広く情報発信を行っていきます。日ごろからの見守りを強化し、地域ぐるみでの防災意識の向上に努めます。
- ・福祉避難所を開設する施設職員等関係機関との検討の場を設け、避難のあり方などを協議し、避難訓練や講習会を開催するなどの対策を検討する場を設けていきます。

③ 日頃の見守り活動の促進

社会福祉協議会及び民生委員・児童委員を中心とした福祉実態調査により、地域の要支援者等の把握に努め、見守り体制の構築を進めていきます。

区長、民生委員・児童委員、福祉協力員等を中心に、社会福祉法人、民間事業者、ボランティア等の参加による見守り活動体制づくりを支援します。

認知症等による行方不明者捜索声かけ模擬訓練や認知症地域サポートリーダー養成等、各種の認知症高齢者見守り支援事業を推進します。

【実績】

- ・各圏域毎の捜索声かけ模擬訓練参加者（H30）363人 （R1）478人
- ・サポートリーダー養成（業者委託）養成講座
受講者（H30）26人、累計649人 （R1）22人、累計671人

【令和２年度以降の取り組み】

- ・各関係機関にて見守り活動を継続します。

（２）ボランティア等市民の主体的な活動の育成・支援

地域福祉を推進するためには、市民参加が不可欠であり、今日、ボランティア、NPO活動など市民が主体的に行う活動への期待が高まっています。

こうした活動とサービス事業者や行政等の役割を明確にし、協働して要支援者等への支援ができる仕組みづくりについて、ボランティア活動支援の実践的な役割を担う社会福祉協議会とともに推進します。

① ボランティアの養成

市民のボランティア活動への参加を促すため、社会福祉協議会を中心に誰もが気軽に参加できるよう、今後も継続してボランティア養成講座等の充実に努めていきます。

手話通訳など、専門的な知識・技術を必要とする人材の育成に努めます。

【実績】

- ・ボランティア講座開催 (H30) 12 人 (R1) 18 人
- ・生活支援サポーター養成講座 (H30) 2 回 7 名 (R1) 5 回 14 名
- ・介護予防サポーター養成講座 (元気倶楽部)
(H30) 5 回 20 人 (R1) 5 回 25 人
- ・手話奉仕員養成研修を開催実績 (H30) 6 名 (R1) 4 名

【令和 2 年度以降の取り組み】

- ・社会福祉協議会などの主催にて、各種ボランティア養成講座を継続的に開催し、ボランティアへの理解を深め人材育成を行っていきます。
- ・継続して各種養成研修を開催していきます。

② ボランティアセンターの機能充実

社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を高め、市民によるボランティアやNPO等の活動の拠点、市民活動の相互交流や情報交換の拠点、相談窓口の拠点として、十分機能するように支援します。

【実績】

- ・社会福祉協議会主催による、ボランティアセンター運営委員会の開催。また、ボランティアの需給調整などを実施。
- ・ボランティア登録 (H30) 個人 97 人 団体 86 (R1) 個人 110 人 団体 89
- ・ボランティアの需給調整 (H30) 472 件 (R1) 507 件

【令和 2 年度以降の取り組み】

- ・社会福祉協議会主催による、ボランティアセンター運営委員会の開催。また、ボランティアの需給調整を行います。

③ ボランティア登録の促進

社会福祉協議会を中心として、研修や講習等の機会を充実し、市民によるボランティア活動の拡大と技能の向上を図っていきます。

ボランティア・コーディネートの仕組みづくりなど、市民活動との連携による効果的な地域福祉活動を推進していきます。

インターネット等を活用して、ボランティア登録を働きかけるPRの強化に継続して努めていきます。

【実績】

- ・社会福祉協議会主催にて、ボランティア研修会等開催。
- ・社会福祉協議会により、地域福祉の活性化を図ることを目的として、先駆的な地域福祉事業を担う組織や団体に対し事業費の助成。
- ・社協だよりやホームページ、学校との連携により若い世代への参画を推進。

【令和2年度以降の取り組み】

- ・社会福祉協議会、ボランティア活動の主軸になる団体の活動により、地域福祉の活性化につながる支援を行います。社協だよりやホームページ、学校との連携により若い世代への参画を推進していきます。

④ 高齢者の人材活用

団塊の世代をはじめ、元気で活動的な高齢者が地域福祉を担う重要な人材として活躍できるよう、その豊富な知識や経験、技能を活かす機会をより充実させるとともに、サロン活動や学習機会等及びシルバー人材センター等を通じた地域活動への積極的な参加の働きかけを継続して行っていきます。

【実績】

- ・各地域サロンの運営支援に携わる方（地域ボランティア）への呼びかけ実施や、老人クラブ・シルバー人材センターの登録推進のための支援。

【令和2年度以降の取り組み】

- ・高齢者の生きがいと経験等を活かす機会を提供するため、地域サロンの活用や老人クラブ・シルバー人材センターへの支援を継続します。

⑤ 市民の主体的なボランティア、地域の縁がわ、NPO等の活動支援

市民に対し福祉への理解と地域活動への積極的な参加を促すため、ボランティア、地域の縁がわ、NPO等の活動に関する情報や地域活動の様子について、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、積極的な発信に努めています。

社会福祉協議会のボランティアセンター機能を生かし、ボランティア活動やNPO活動など多様な組織が相互に連携し、効果的な事業が進められるよう、組織間のネットワークづくりを支援します。

【実績】

- ・(介護予防・生活支援・認知症サポーター、認知症サポートリーダー)

各種サポーター活動を広報やまがで発信し、養成講座や各行事の周知を実施。社会福祉協議会により、ボランティア団体の協力を得て、組織間のネットワークづくりの支援に向けて取り組んでいる。

【令和2年度以降の取り組み】

- ・各種サポーターの養成講座等について広報誌等で周知に努める。
- ・それぞれの組織が連携することにより、更に効果的な事業につながるよう協力体制を整えます。

⑥ 民間事業者によるボランティアの働きかけ

社会福祉法人をはじめ、民間事業者が地域社会の構成員として、福祉、環境、教育、文化、安全等多分野にわたる地域活動やまちづくり活動に関心をもち、積極的に参加していくよう働きかけをしていくとともに、ボランティア活動に必要な情報提供などの支援を行っていきます。

【実績】

- ・地域ケア会議等で介護事業所・生活支援コーディネータ等と、地域の様々な資源・課題を共有し、解決に向けた検討を実施。

【令和2年度以降の取り組み】

- ・地域ケア会議等を通じて、地域住民や事業所と連携・協同した地域づくりに努めていきます。

【計画の推進体制】

1 市民主体の計画推進体制

当計画の推進においては、地域づくりやまちづくりの目標を共有し、市民が主体的に参画し、市・関係機関・各種団体、事業者等と協働して、それぞれの役割を分かち合いながら、地域全体として総合的に取り組む仕組みづくりが必要です。

そのため、当計画の内容を広く周知していくとともに、事業を行ううえで多方面からの意見が十分反映されるよう取り組みます。

また、支援を求める人に対して適切な支援が行えるよう、必要に応じて分野を超えたサービス調整を行うとともに、客観的な立場から山鹿市地域福祉推進協議会において、当計画や関連する個別計画を一体的に推進します。

2 庁内の計画推進体制

市が関連施策・事業を体系的に推進し、事業効果を高めていくためには、「施策の総合化」の視点から庁内での一体的な取組みが求められています。

このため、庁内調整会議において当計画や関連する個別計画の一体的、効果的な推進が確保されるよう、必要な施策の調整や取組み状況の把握、評価を実施します。

また、計画の進行管理状況について、市民にわかりやすい形で公表に努めます。

【それぞれの役割】

◆市民（地域団体、ボランティア等を含む）

地域福祉の中心的な担い手・けん引役として、各地域でできることを実践する。

◆民間事業者

見守り等の地域の活動に参画し、福祉の増進に貢献する。

◆社会福祉法人、NPO 等

利用者本位の専門的なサービス提供の担い手であるとともに、その専門性や保有する施設や人材を活かし、地域の活動に積極的に貢献する。

◆社会福祉協議会

市民に身近な地域福祉活動の直接的な担い手として、地域福祉活動計画に基づき、身近な福祉サービスの提供のほか、市民の主体的な参加を促進するためのきっかけづくりや活動団体への支援、NPO やボランティアと市民のコーディネート等をすすめる。

◆市

地域福祉計画に基づき、市民・社会福祉協議会等との協働及び連携のもと、必要な施策を企画・実施し、市民が活動しやすい環境づくりや人材育成、関係機関と連携した福祉サービスの拡充や多様なサービスの創出等をすすめる。

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

参考2

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

新たな事業の全体像



※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる。
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる。

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困難の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



厚生労働省ホームページ資料抜粋

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

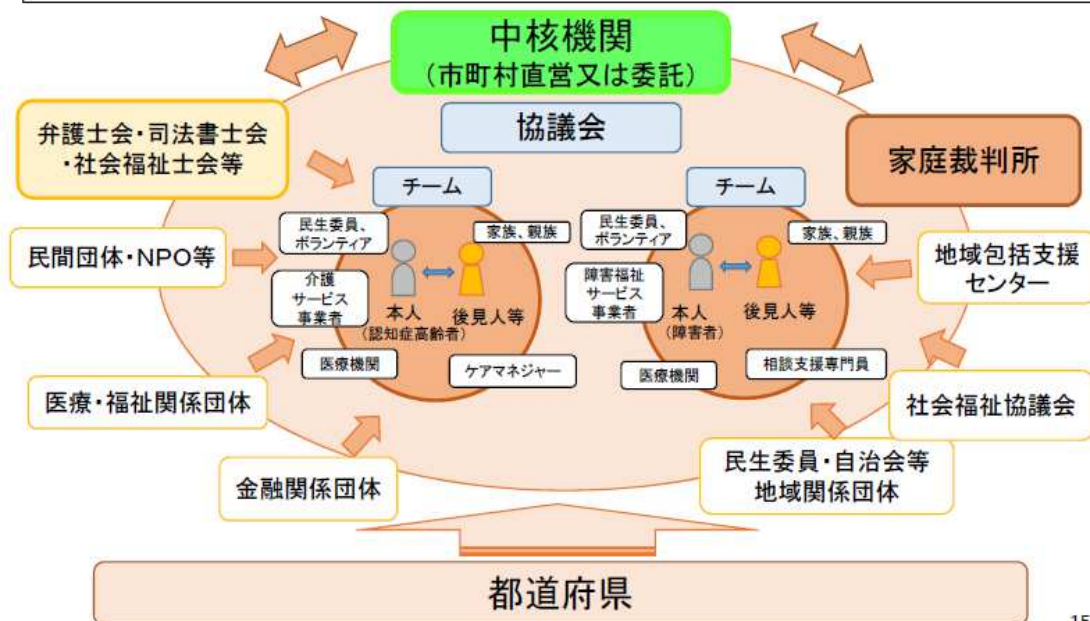
14

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



15

山鹿市地域福祉推進協議会規程

平成18年3月31日

告示第45号

（設置）

第1条 全ての市民の人権が尊重され、お互いが助け合いながら安心して楽しく暮らせるやさしいまちづくりの実現を図るため、山鹿市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 社会福祉充実計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画をいう。）における地域公益事業に関すること。
- （2） 地域福祉計画（社会福祉法第107条の規定による地域福祉計画をいう。）の推進に関すること。
- （3） その他地域福祉に係る重要事項に関すること。

（委員）

第3条 協議会の委員は、30人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 社会福祉事業の関係者
- （3） 保健・医療事業の関係者
- （4） 各種企業及び市民団体の関係者
- （5） 社会福祉協議会の職員
- （6） その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（推進部会）

第7条 協議会に、地域福祉計画に基づく施策の効率的推進を図るため、推進部会を置くことができる。

2 推進部会は、市民等による班員をもって構成する。

3 推進部会に班長を置き、班員の互選によりこれを定める。

4 推進部会の運営に関し必要な事項は、推進部会により決定する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第79号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第73号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

山鹿市地域福祉推進協議会委員名簿(令和2年度～4年度)

	備 考	委 員 (敬 称 略)	所 属
1	保健・医療事業の関係者	幸村 克典	鹿本医師会
2	保健・医療事業の関係者	宮坂 圭太	山鹿市歯科医師会
3	市民団体の関係者	阿蘇品 宗堯	山鹿市民生委員・児童委員連絡協議会
4	市民団体の関係者	木下 幸美	山鹿市手をつなぐ育成会
5	市民団体の関係者	野中 広弥	山鹿市区長協議会連合会
6	市民団体の関係者	鬼木 浩一郎	山鹿市老人クラブ連合会
7	市民団体の関係者	福島 崇實	山鹿市ボランティア連絡協議会
8	社会福祉事業の関係者	松岡 聖子	特別養護老人ホーム 矢筈荘
9	社会福祉事業の関係者	三浦 貴子	障害者支援施設 愛隣館
10	社会福祉事業の関係者	牛島 美澄	法人保育園代表
11	学識経験者	小田 勝範	阿蘇総合支援センター 地域部長兼所長
12	学識経験者	宮原 佳子	熊本県県北広域本部鹿本地域振興局
13	社会福祉協議会の職員	稗島 直博	山鹿市社会福祉協議会

山鹿市地域福祉計画

発 行 山鹿市

編 集 福祉部福祉課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

電話 (0968) 43-1167

発行日 平成 30 年 3 月

令和 3 年 3 月

山鹿市地域福祉計画



熊本県山鹿市